



平成 24 年 3 月 21 日

各 位

会 社 名 新明和工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 大西良弘
(コード番号 7224 東証・大証第一部)
本 社 所 在 地 兵庫県宝塚市新明和町1番1号
問 合 せ 先 社長室長 実平典子
(TEL 0798-56-5002)

子会社に係る訴訟の終結に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社明和工務店に対して平成19年9月に提起された訴訟に関しまして、本日、訴訟上の和解が成立し、終結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起を受けていた子会社の概要

- (1) 商 号 株式会社明和工務店
- (2) 本 店 所 在 地 神戸市中央区港島中町七丁目4番3
- (3) 代表者役職・氏名 代表取締役 中島俊一
- (4) 事 業 内 容 各種建築工事及び付帯工事の請負並びにメンテナンス等
- (5) 資 本 金 4億8千万円（当社の出資比率 71.4%）

2. 訴訟の当事者等

本件訴訟は、株式会社明和工務店が直接の当事者ではない他の訴訟とあわせて審理されてきましたので、当該訴訟とともに便宜上「第1訴訟」「第2訴訟」としてご説明申し上げます。

【第1訴訟】

- (1) 訴訟の当事者 原 告：長島観光開発株式会社（三重県桑名市）
被 告：JFE商事株式会社（大阪市北区）
- (2) 訴訟物の額（訴額）約 51 億 1 千万円

【第2訴訟】（本件訴訟 ※）

- (1) 訴訟の当事者 原 告：JFE商事株式会社
被 告：株式会社明和工務店
- (2) 訴訟物の額（訴額）約 52 億 5 百万円

※ 当社は、株式会社明和工務店が本件訴訟の提起を受けた後、平成 20 年 3 月 10 日付で「子会社に係る訴訟の提起に関するお知らせ」を開示しております。

3. 訴訟の内容の概要

長島観光開発株式会社（以下「長島観光開発」といいます。）は、同社が三重県桑名市で運営する遊園地「ナガシマスパーランド」内の遊戯施設（ジェットコースター「スチールドラゴン」）において平成15年8月23日に発生した車両台車の脱輪・落下事故に起因し、約3年間に当該遊戯施設の運行停止等により約51億円余の損害を受けたとして、平成19年5月、長島観光開発との間で当該遊戯施設の機種及び製造者の選定、機種輸入並びに設置工事等を一貫して受注していたJFE商事株式会社（以下「JFE商事」といいます。）に対し、その賠償を求める訴えを提起しました。【第1訴訟】

JFE商事は第1訴訟を受け、上記事故車両の年次分解点検作業（オーバーホール）を請け負っていた株式会社明和工務店（以下「明和工務店」といいます。）に対し、第1訴訟に敗訴した場合に備えて、下請負契約上の瑕疵及び特約の不履行による債務不履行責任又は不法行為責任があるとして、平成19年10月、損害賠償を求める訴えを提起しました。【第2訴訟】

これら2つの訴訟は、審理すべき権利及び法律関係が多くの部分で相互に関係するため、管轄裁判所である津地方裁判所四日市支部において平成20年4月以降、同一の期日で併合的に審理されてきましたが、本日、関係当事者間で訴訟上の和解が成立したものであります。

4. 訴訟上の和解の内容（要旨）

- ① 明和工務店及びJFE商事は、長島観光開発に対し、それぞれ本件和解金の支払義務があることを認め、このうち明和工務店は8億3千万円を支払う。
- ② 長島観光開発は第1訴訟に関し、JFE商事は第2訴訟に関し、それぞれその余の請求を放棄する。
- ③ 各当事者は本和解条項に定めるほか、三者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5. 業績に与える影響について

当社は、本件訴訟に関し平成24年1月31日付で「特別損失の計上、繰延税金資産の取崩し及び業績予想の修正に関するお知らせ」を開示し、この中で、明和工務店の訴訟上の和解に備えて、平成24年3月期 第3四半期の連結決算において特別損失として9億円の引き当てを行ったことのお知らせしております。

このたびの和解における明和工務店の和解金支払額は、当該引当額の範囲内でありますので、この開示における業績予想の修正等はありません。

以 上